

○沖縄県発注の建設工事に係る一般競争入札実施要領

平成 6 年 7 月 27 日
土 総 第 7 3 6 号

[沿革] 平成 9 年 3 月 28 日土総第 2740 号、12 年 6 月 7 日第 632 号改正、平成 18 年 3 月 17 日土企第 2230 号改正、平成 18 年 6 月 30 日土企第 959 号改正、平成 22 年 3 月 17 日土企第 2488 号改正、平成 24 年 3 月 30 日土企第 2669 号改正、平成 24 年 10 月 14 日土企第 1568 号改正、平成 26 年 3 月 28 日土総第 2427 号改正、平成 26 年 3 月 31 日土総第 2456 号改正、令和 8 年 3 月 31 日土技第 1998 号改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、沖縄県が発注する建設工事において実施する地方自治法第 234 条第 1 項の規定による一般競争入札に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 標準型 大規模な工事で技術力を要する工事をいう。
- (2) 施工計画審査型 特に高度な施工技術を要する工事をいう。
- (3) 契約担当者 知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (4) 主管課長 関係部局において契約事務を分掌する課長をいう。
- (5) 主務課長 実施する工事（以下「当該工事」という。）の施工に関する事務を分掌する本庁の課長をいう。
- (6) 事務所長 当該工事を所轄する出先機関の長をいう。
- (7) 特定調達契約 物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成 7 年 12 月 28 日沖縄県規則第 83 号。以下「特例規則」という。）の適用を受ける工事をいう。
- (8) 事前審査型 入札参加資格の審査を入札前に全ての申請者について行い、資格が確認された者による入札の結果に基づき、落札者を決定する審査方式をいう。
- (9) 事後審査型 入札参加資格の審査を開札後に、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）について行い、資格が確認された場合に落札決定する審査方式をいう。

(対象工事)

第 3 条 対象工事は、原則、設計金額（消費税込み）6 千万円以上の工事とする。

ただし、特定調達契約については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 3 条第 1 項の規定により総務大臣が定める額以上の工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者が一般競争入札による競争入札が適当と判断した場合は、一般競争入札によることができるものとする。

また、契約担当者が災害などの緊急を要する工事、発注時期に制約のある工事等一般

競争入札によりがたいと判断した場合は、指名競争入札によることができるものとする。
(入札参加資格要件)

第4条 入札参加者は、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程(以下「規程」という。)第5条第1項による建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者(会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者については、手続開始決定後、資格の再認定を受けている者。)であって、次の各号に掲げる者でなければならない。

- (1) 建設業法に定める建設業の許可を受けている者。
- (2) 当該工事の工種に係る経営事項審査の直近の総合評定値が一定以上又は一定範囲以内であること。
- (3) 建設業法に基づく許可を得た者で、本県に建設業法に基づく主たる営業所又は従たる営業所がある者。
- (4) 当該工事に技術者を専任で配置できる者。
- (5) 当該工事と同種工事又は同一工種の施工実績がある者。
- (6) 入札参加資格確認申請期限日(以下「申請期限日」という。)から(事後審査型においては入札日から)当該工事の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者。
- (7) 当該工事の施工計画が適正である者。
ただし、施工計画審査型に限る。
- (8) 原則として、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本・人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (11) 前各号に掲げるものの他、個々の建設工事ごとに定める要件をみたす者。

2 地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の4の規定に該当する者は、入札に参加できない。ただし、同条第2項に該当する者で特に必要がある場合はこの限りでない。

3 特定調達契約については、第1項第3号後段の規定は、適用しないものとする。

4 特定調達契約において、第1項本文の規定による入札参加資格の認定を受けていない者で入札参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書の提出とともに、入札参加資格審査の申請を行い、入札日までに入札参加資格の認定を受けなければならない。

(入札参加資格委員会)

第5条 契約担当者は、一般競争入札を執行しようとするときは、あらかじめ入札参加資格委員会(以下「資格委員会」という。)に、次の事項を諮り、意見を聞くものとする。ただし、別に関係部局で定める場合においては、この限りでない。

- (1) 資格要件
- (2) 資格確認資料作成説明会及び資料のヒアリングの必要性の有無

- (3) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）に発注しようとするときは、その適否及び構成員数並びに代表者及び構成員の技術的要件等
 - (4) 申請者の資格の有無及び資格のないと認めた者への説明理由
 - (5) 施工計画審査型にする場合には、その適否
 - (6) 審査方式
- 2 資格委員会の組織及び運営方法は、別に関係部局で定める資格委員会設置要領によるものとする。

（分割発注の禁止）

第5条の2 契約担当者は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を回避することを目的として、契約を分割してはならない。

（当該工事の資格要件の決定）

第6条 当該工事の資格要件は、資格委員会の意見をきいて、契約担当者が、決定するものとする。

- 2 主務課長は、当該工事を所轄する事務所長と協議の上、第1号様式により一般競争入札参加資格要件等設定資料を作成し、資格委員会に提出しなければならない。

（入札参加資格の審査方式）

第6条の2 当該工事の審査方式は、資格委員会の意見をきいて、契約担当者が決定するものとする。ただし、特定調達契約については事前審査型によるものとする。

（当該工事の公告）

第7条 主管課長又は事務所長は、自治令第167条の6及び沖縄県財務規則第121条の規定により、第2号様式に準じて、当該工事を所轄する関係部局の主管課及び事務所において、掲示及びインターネットを利用する方法等により公告するものとする。

ただし、特定調達契約に係る入札の公告は、入札期日の前日から起算して40日以上前に沖縄県公報（以下「公報」という。）により公告するものとする。

- 2 前項前段における掲示期間は、公告日から資格確認申請期限日までとする。

ただし、事後審査型においては公告日から入札期日までとする。

- 3 主管課長及び事務所長は、公告の際、インターネットを利用する方法等により、当該工事に係る設計図書の縦覧を行うものとする。
- 4 特定調達契約にあつては、別に定める標準入札説明書の例により入札説明書を作成するものとする。
- 5 第1項ただし書きに係る特定調達契約の公告には、次の事項を英語により併記するものとする。

- (1) 工事の名称
- (2) 入札参加資格申請書提出期限及び入札月日
- (3) 担当部局

（公告及び入札説明書に対する質問及び回答）

第7条の2 申請者は、公告及び入札説明書について、質問をすることができる。

- 2 前項の質問は、入札期日の7日（休日を除く。）前までに書面で、当該工事を所轄する主務課長又は事務所長に提出しなければならない。

- 3 質問に対する回答は、前項の規定による提出期限の翌日から起算して2日以内に前項

の提出窓口において閲覧に供する。

(資格確認の申請)

第8条 事前審査型において当該工事の入札に参加を希望する者又は事後審査型において落札候補者とされた者は、第3号様式による一般競争入札参加資格確認申請書(電子入札対象工事の場合は、当該資格確認申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下「資格確認資料」という。)に必要事項を記載し、当該工事を所轄する主務課長又は事務所に、申請期限までに提出しなければならない。

2 申請者から提出された資格確認資料は、申請者に返還しないものとする。

(資格確認資料作成説明会)

第9条 施工計画審査型である場合においては、主務課長又は事務所長は、資格委員会の意見を聞いて、資格確認資料作成説明会(以下「説明会」という。)を公告した日から3日以降に実施できるものとする。

(資格確認資料のヒアリング)

第10条 施工計画審査型である場合においては、主務課長又は事務所長は、資格委員会の意見を聞いて、提出された資格確認資料のヒアリングを実施することができる。

第11条 削除(第6条の2へ)

(入札参加資格の確認)

第12条 事前審査型においては、当該工事を所轄する主務課長及び事務所長は、提出された資格確認資料に基づき全ての申請者について入札参加資格を審査のうえ、第4号様式により一般競争入札参加資格確認申請者一覧を作成し、主管課長に上申するものとする。

2 事後審査型においては、開札後に落札候補者について提出された資格確認資料に基づき入札参加資格を審査のうえ、第4号様式により一般競争入札参加資格確認申請者一覧を作成し、主管課長に上申するものとする。

ただし、落札候補者に入札参加資格がないことが確認された場合は、有効な入札を行った次順位の者から入札参加資格を審査し、適格者が確認できるまでこれを行うものとする。

3 主管課長は、上申のあった一般競争入札参加資格確認申請者一覧について内容を確認の上、資格委員会に提出するものとする。

4 契約担当者は、資格委員会の意見を聞いて、資格の有無について確認を行うものとする。

5 資格の有無の確認は、申請期限日をもって行うものとする。

ただし、第4条第4項の規定による入札参加資格の認定手続き中の者で、同条第1項第1号、第3号から第10号及び同条第2項に掲げる事項をみたしているときは、入札日において同条第1項本文及び同条第1項第2号に掲げる事項をみたすことを条件に入札参加資格の確認を行うものとする。

6 入札参加資格の審査の結果、事前審査型においては全ての申請者、事後審査型においては資格審査の対象となった落札候補者について、無資格者がいない場合は、第1項から第4項までの規定に基づく一般競争入札参加資格確認申請者一覧の主管課長への上申、資格委員会への提出、資格委員会の意見聴取を省略することができる。

(確認結果の通知)

第13条 事前審査型においては、主管課長は、資格の確認結果を申請期限日から原則として15日以内に、第5号様式により理由を付して通知(電子入札対象工事の場合は、当該通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により通知することを含む。以下、同じ。)するものとする。

2 事後審査型においては、落札者決定通知をもって、資格確認結果の通知に代えるものとする。

ただし、資格がないと認められた者については、速やかに第5号様式により理由を付して通知するものとする。

(無資格者への理由説明)

第14条 資格がないと認められた者は、前条の通知を行った日の翌日から起算して5日以内に書面をもって主管課長に説明を求めることができる。

2 主管課長は、前項の説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面をもって回答するものとする。

(共同企業体に発注する場合の取扱い)

第15条 共同企業体に発注する場合は、関係部局で定める特定建設工事共同企業体取扱要領に基づき行うものとし、資格要件については、構成員及び共同企業体それぞれについて設けるものとする。

2 資格確認資料は、結成された共同企業体から提出するものとし、単独企業からの申請は認めないものとする。

3 当該工事の共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。

(入札の執行)

第16条 事前審査型においては、入札の執行に先立ち、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを提出させるものとする。

2 当該工事については、第1回の入札に際し入札参加者に工事費内訳書の提示を求めるものとする。

(入札書の提出)

第16条の2 特定調達契約においては、郵便による入札を禁止してはならない。

郵便による入札の場合は、受領期限を入札執行の日時前に定めることができるものとする。

2 郵便による入札を行った者がいる場合で、1回目の入札において落札しなかったときは、郵便による入札を行った者に対し再度入札について通知するための期間及び入札書を郵送するために必要な期間を考慮し、再度入札の期限を定めなければならない。

3 電子入札対象工事の入札書の提出は、電子入札システム(電子入札に使用する電子情報処理組織をいう。以下、同じ。)により行うことができるものとする。

(入札結果の公表)

第17条 落札者の決定後、速やかに次の各号に定める事項を主管課又は土木事務所等において閲覧及びインターネットを利用する方法等により公表するものとする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請者

(2) 当該入札に係る入札者名及び各入札者の各回の入札金額
(落札公告等)

第 18 条 特定調達契約において、落札者を決定したときは、落札日の翌日から起算して 72 日以内に特例規則第 14 条第 2 項各号に掲げる事項を、公報により公示する。
(低入札)

第 19 条 特定調達契約の入札に際しては、最低制限価格を設定してはならない。
ただし、著しく低い価格による入札のため、契約内容に適合した履行を確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、自治令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する。
(入札の無効)

第 20 条 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
(落札者決定の通知等)

第 21 条 特定調達契約について落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。
(苦情処理)

第 22 条 特定調達契約に係る入札参加資格の確認その他の手続きに関し、異議がある者は、沖縄県特定調達苦情検討委員会に対し、苦情を申し立てることができる。
2 前項の苦情検討委員会の審査の結果により、入札または契約の中止、解除等が行われる場合がある。

附 則

この要領は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。